

一宮市バス運行業務の事業者選定にあたり、選定方法等を決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6、第167条の10の2第6項及び一宮市契約規則（昭和50年一宮市規則第16号）第35条の規定により公告する。

令和7年9月29日

一宮市長 中 野 正 康

1. 趣旨

一宮市（以下「本市」という。）のコミュニティバスである、iーバス「一宮コース」、「尾西北コース」、「尾西南コース」、「木曽川・北方コース」、「千秋町コース」、「大和町・萩原町コース」は、路線ごとに、第3次一宮市公共交通計画で、まちなか幹線又は生活交通として位置づけ、運行している。今回、それらの路線のうち「千秋町コース」及び「大和町・萩原町コース」の運行業務（以下「本業務」という。）を行う適切な事業者（以下「運行事業者」という。）を2025年度一宮市バス運行業務事業者選定実施要項（以下「本要項」という。）により選定する。

2. 選定方針等

運行事業者の選定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2第1項及び第2項に規定する価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式による一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）により行う。また、運行事業者の選定に当たっては、一宮市バス運行業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、運行方法等に係る企画提案書等の審査により行う。

3. 業務内容

iーバス運行業務仕様書によるものとする。ただし、業務期間中に業務内容が変更となる場合がある。

4. 業務期間

2026年4月1日（水）から2029年3月31日（土）までとする。

5. 企画提案者の資格要件

本要項に基づき総合評価一般競争入札における企画提案書等を提出する者（以下「企画提案者」という。）は、下記の要件を全て満たすこととする。

- （１）一宮市契約規則（昭和 50 年規則第 16 号。以下「契約規則」という。）第 32 条（一般競争入札の参加者の資格）を有すること。
- （２）本市の令和 6・7 年度入札参加資格者名簿（物品・委託等）に登録している者又は 2025 年 10 月 31 日までに登録することが確実な者
- （３）道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 4 条の規定による法第 3 条第 1 号の一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けての運行となるため、業務遂行に必要な各種法令等に基づく許可、認可等を有していること、又は有することが確実なこと。
- （４）2022 年 4 月 1 日以降、法第 40 条に規定する処分を受けていない者（当該法人の役員についても同じ）であること。
- （５）本市に本社又は営業所があること。ただし、運行開始時に本市に本社又は営業所がある場合は、この限りではない。

6. 公告及び周知

本市は、本業務における総合評価一般競争入札について、施行令第 167 条の 6、第 167 条の 10 の 2 第 6 項及び契約規則第 35 条の規定に基づき公告するとともに、本要項及びその概要を本市公式ウェブサイトに掲載する。また、愛知県バス協会、岐阜県バス協会、その他関係機関を通して周知する。

7. 参加表明書の提出及び運行業務説明会

本要項に基づき総合評価一般競争入札に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、以下により参加表明書を提出すること。また、次のとおり運行業務に関する説明会を開催するので、参加希望者は、説明会に出席すること。

（１）提出書類

「参加表明書（様式 1）」の様式による。

（２）受付期間及び受付時間

① 受付期間

2025年10月1日（水）から2025年10月9日（木）必着（郵送含む）

②受付時間

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

※行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。

（3）提出方法

電子メール、持参又は郵送

※郵送で提出する場合は、必ず「簡易書留」、「特定記録」など配達記録が残る方法とすること。また、電子メールで提出する場合は、メールの件名を「参加表明書（会社名）」とすること。なお、送付物及びメールの到達確認を「17.担当窓口（事務局）」に電話にて行うものとする。

（4）提出場所

「17.担当窓口（事務局）」のとおり

（5）運行業務説明会

日時：2025年10月14日（火）

午前10時から及び午後1時30分からの2回（午前、午後は同内容）

場所：一宮市役所本庁舎 7階 701会議室

（6）予定価格

運行業務説明会において予定価格を公表する。

8. 質問及び回答

本業務に関する質問は、以下に定める質問書によって行うこととする。なお、質問ができる者は、参加表明書を提出した者とする。

また、質問は、本要項及びいーバス運行業務仕様書の範囲内に限るものとする。

（1）質問書の提出

①質問の提出書類

「一宮市バス運行事業者の総合評価一般競争入札に係る質問書（様式2）」及び「質問書（様式3）」の様式による。

②受付期間及び受付時間

ア、受付期間

2025年10月14日（火）から2025年10月24日（金）必着（郵送含む）

イ、受付時間

前記 7 (2) ②に同じ

③提出方法

前記 7 (3) に同じ

※ただし、電子メールで提出する場合は、メールの件名を「質問書（会社名）」とすること。

④提出場所

「17.担当窓口（事務局）」のとおり

(2) 質問書の回答

質問書に対する回答は、2025年11月7日（金）までに参加表明書（様式 1）を提出した者全員に、提出物に記載されたメールアドレスへ電子メールで行うとともに、本市公式ウェブサイトで公開する。なお、質問に対する回答は、本要項や i - バス運行業務仕様書等に記載する内容の追加又は修正とみなす。

9. 入札書類の提出

(1) 提出書類

入札申込書			様式 4 - 1
企画提案書	表紙		様式 4 - 2
	企業概要	・ 提案企業名、代表者名等 ・ 業務内容	様式 5
	運送実績・ 受託実績	・ 乗合旅客（法第 4 条バス）輸送実績 ・ 主な公共業務委託実績 ・ 国土交通省による処分状況及び事故状況報告	様式 6
	施設概要	・ 営業所の所在地及び規模 ・ 営業所ごとに配置する乗合旅客自動車運送事業が可能な事業用自動車の数及び乗車定員 ・ 自動車車庫の位置及び収容能力 ・ 事業用自動車の運行により生じた旅客、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じている概要 ・ 乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要 ・ 自動車の点検及び清掃のための施設の概要	様式 7
	高齢者・環	・ 高齢者、障害者、環境保全への取組	様式 8

	境への配慮		
	運行体制、 安定運行の 方策	・ 運行管理体制、運輸安全マネジメントの導入状況、 整備管理体制、乗客サービス体制、事故等緊急時体制の内容	様式 9 様式 10
	本業務への 取組	・ 運行開始までのスケジュール(運行申請として、関係機関に提出する書類の名称、その作成にかかる期間、提出予定日等。運行準備として、貴社が運行事業者として決定した場合、運行に向けて本市と協議が必要な事項とその予定時期。) ・ バス利用者の意見を運行に反映させることについて事業者としてできること ・ 地域住民とバス事業者との関係をどう考えるか。また、地域住民に対してバス事業者がすべきことは何か ・ 本市の運行計画内容に対する改案・重要事項の指摘	様式 11
	運行経費の 見積書	・ 運行経費の見積書	様式 12

(2) 企画提案書の書式等

- ①各様式の「記入上の注意事項」の定めに留意し、作成すること。
- ②様式 6 ～様式12の企画提案企業欄には、提案者法人名を明記すること。また、必要に応じて別紙により記入する場合についても、わかりやすい箇所に提案者法人名を明記すること。
- ③様式 4 - 2 については、「マイクロソフトワード形式」で、様式 5 ～様式12については「マイクロソフトエクセル形式」で、A 4 判タテで作成すること。

(3) 受付期間及び受付時間

①受付期間

2025年10月14日（火）から2025年11月17日（月）必着（郵送含む）

②受付時間

前記 7（2）②に同じ

(4) 提出方法

前記 7（3）に同じ。なお、提出する提案は 1 案とすること。

※ただし、電子メールで提出する場合は、メールの件名を「企画提案書（会社名）」
とすること。

(5) 提出場所

「17.担当窓口（事務局）」のとおり

(6) その他

- ① i バスの提案車両は、選定前に、本市の職員が確認する場合がある。
- ② 様式12は、企画提案書に記入したすべての事業を行う単年度の運行経費を記入すること。

10. 運行事業者の選定

運行事業者の選定は、企画提案書及びプレゼンテーション（企画提案説明）をもとに
選定委員会により行う。

(1) 選定委員会

運行事業者の選定は、選定委員会において非公開にて審査を行う。

(2) プレゼンテーション（企画提案説明）

- ① 日時：2025年11月28日（金）の午後の指定する時間

※詳細は、プレゼンテーションを行う企画提案者に別途通知する

- ② 場所：一宮市役所本庁舎 7階 701会議室

- ③ 説明人数：1社3人以内

- ④ 説明時間：1社20分以内

- ⑤ 項目：様式8から様式11について行う（追加資料の配付、説明は原則不可）

- ⑥ その他：パソコン等を使用して説明するときは、スクリーン、プロジェクター、延長コードは本市で準備するが、パソコン（付属品を含む）のほか必要なものは、企画提案者が用意するものとする

(3) 審査

- ① 選定委員会において、企画提案書について次の②の評価基準に基づき採点を行い、その採点結果により、選定委員会の各委員の評価値の合計が最も大きい者を運行事業者として選定し、その者を落札者となるべき者とする。ただし、落札者となるべき者に失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、施行令第167条の10の2第2項により、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の範囲内にある者のうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利な者を落札者とする事ができ

る。なお、落札者となるべき者がいないときは、再度入札をやり直す。

②評価は以下のとおりとし、詳細は別紙評価基準によるものとする。

種別No.	項目	配点
1	事業者の実績（様式5, 6, 7）	10
2	高齢者・環境への配慮（様式8）	10
3	運行体制（様式9）	30
4	安定運行の方策（様式10）	40
5	本業務への取組（様式11）	30
6	運行経費の見積（様式12）	100
		合計220

（4）審査結果の通知

審査結果については、2025年12月12日（金）までに企画提案者に電子メールで通知するとともに、本市公式ウェブサイトで公開する。

1 1.企画提案者の失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- （1）「5. 企画提案者の資格要件」を満たさない者
- （2）やむを得ない事由もなく、企画提案書提出期限に遅れた者
- （3）やむを得ない事由もなく、選定委員会によるヒアリングに遅れた者
- （4）企画提案書の内容が、法や関連法令等の基準を満たしていない者
- （5）その他選定委員会が不適当と認めた者

1 2.契約

（1）契約方法

- ①本市は、10（3）①の落札者となるべき者を落札者としたときは、速やかに、その者と契約の締結を行う。
- ②契約手続は、契約規則の規定に定めるところによる。
- ③本市は、契約締結後においても運行事業者に失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。なお、この場合、本市は一切の責めを負わないものとする。

(2) 契約内容・金額

契約内容は、iーバス運行業務仕様書及び企画提案書に基づき決定し、契約期間は単年度、契約金額は、企画提案書に記載された運行経費から契約書で定める予定収入額を差し引いた額で行う。

(3) 契約書

契約規則に定めるところによる。

(4) 契約違約金

運行事業者が、契約書に定める業務を遂行できない場合は、本市は運行事業者に対し、契約違約金を請求することができる。

13.企画提案書の取扱い

- (1) 企画提案書提出後において、運行事業者の選定までの間は、企画提案書に記載された内容の変更は認めない。
- (2) 提出された企画提案書については、本市が本業務において必要なときは複製を作成する場合がある。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。なお、企画提案書は契約に至った場合に使用する他、運行事業者選定以外には使用しないものとする。

14.入札保証金及び契約保証金

免除とする。

15.スケジュール

運行事業者の選定スケジュールは次のとおりとする。

日程	項目
2025年9月29日（月）～11月17日（月）	本要項配布 ※公告及び本市公式ウェブサイトにて公表
2025年10月1日（水）～10月9日（木）	参加表明書受付期間
2025年10月14日（火）	運行業務説明会
2025年10月14日（火）～10月24日（金）	質問受付期間
2025年11月7日（金）まで	質問回答 ※電子メールで回答及び本市公式ウェブサイトにて公表
2025年10月14日（火）～11月17日（月）	企画提案書の受付期間

2025年11月28日（金）	プレゼンテーション実施
2025年12月12日（金）まで	結果通知 ※電子メールで通知及び本市公式ウェブサイトにて公表

16.その他

- （１）企画提案者及び参加希望者（以下「企画提案者等」という。）には、参加報酬は支払わない。
- （２）提案にかかる費用は、すべて企画提案者等の負担とする。
- （３）本要項に定めのない事項については、必要に応じて企画提案者等と本市が協議して定めるものとする。

17.担当窓口（事務局）

一宮市役所本庁舎 8 階 一宮市まちづくり部地域交通課 交通政策グループ
〒491-8501 愛知県一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号
TEL : (0586)28-8955
電子メール : chiikikotsu@city.ichinomiya.lg.jp